

第 18 回関西障害学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	A 支援実務①入門編	参加者数	14 名	会場	第 2 演習室
テーマ	主に支援実務に携わって 1 年程度までの方を対象に、支援の現状や課題について話し合う。				
記 録					
<p><参加校概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 年制総合大学、短期大学、単科大学等在籍学生数が数百人～数万人に及ぶ大学まで様々な大学が集まった（設置者内訳は国公立が 1 校、私立が 13 校）。 ・ 障害学生支援を担当する専門部署・支援室がある大学は 4 校、無い大学は 10 校。 <p><話題> 主な話題、意見は以下のとおりである。</p> <p>(1) 支援・組織体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学前に入学書類の中で障害について報告してくる学生は、入学後の対応について検討できるが、入学前に自らの障害について伝えておらず、入学後授業が始まってから突然配慮を申し出てくる学生がいるので、事前に障害の程度、配慮が必要か否か把握しておくことが大切である。 ・ コーディネーターが不在の大学であっても、担任教員と学生の定期的な面談を義務付けている大学があり、担任経由で障害学生についての情報が事務局に入るような体制が構築されている。 ・ 障害学生支援を担当する専門部署・支援室が無い大学で、各関係部署に障害学生担当者を配置し、担当者間での会議を月 1 回開催し、部署間での情報共有を図っている大学もあった。 <p>(2) 学内理解・協力や支援学生・ボランティアの確保、養成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ずノートテイクを確保できなかった授業があったことに対し、保護者から障害者差別解消法の施行に伴う「合理的配慮」を守っていないのではないか、との苦情があった。 ・ 教員に障害学生への配慮に対して非協力的な方がいるので困っている。 <p>(3) 各種ガイドやマニュアルの作成・充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般学生に対して、障害学生に対する理解を深めるためのリーフレットを配布した。 ・ 拠点校に相談することや、ホームページにガイドやマニュアルがアップロードされているので参考にしてはどうか。 ・ 漫画学部があることを生かし、一般学生向けに漫画でのリーフレットを作成し配布した。 <p>(4) 大学に応じた支援体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療系の単科大学の場合、ノートテイクや手話通訳を養成するにしても専門用語が多いことが悩みであり、実習等も多いためノートテイクの確保が困難である。 ・ 学内の多数の部署を巻き込んで、大学全体で考えなければならない問題であることを認識させることが必要。 <p><感想></p> <p>以上、様々な話題、意見が交換された。参加者の中には、同じ悩みが他大学の参加者にあることに共感を得ることができ安心した方もいたようであった。根本的な解決に至らないまでも他大学と意見交換することで、同じ悩みを共有することができ、大変有意義な場であったと思われる。</p>					

第 18 回関西障害学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	A 支援実務②応用編	参加者数	13 名（+手話通訳 3 名）	会場	第 3 演習室
テーマ	支援実務（応用編）：支援の妥当性や公平性の判断に迷うケースについて意見交換を行い合理的なアセスメントにむけて話し合う				
記 録					
<p><参加校概要></p> <p>11 大学より、障害学生支援の専門部署や担当教職員・コーディネーター、保健センター教諭・カウンセラーなど 13 名が参加。</p> <p><話題></p> <p>本分科会参加者から挙がってきた主な課題および話題は次の点であった。</p> <p>(1) 妥当性・公平性の判断、合理的配慮か否かについて</p> <p>合理的配慮の提供は教育参加の平等を目指すものであるが、妥当性、公平性の判断が難しい。例えば、グループワークに入れにくい発達障害学生の skype 利用による授業参加や、聴覚障害学生の授業等における情報保障のログ取扱い（渡し方や管理）などについて、意見交換がなされ、「授業内容の本質と成績評価基準を変えない」という視点で考える必要性を再確認した。また、障害開示については本人の意思が尊重されるが、開示の有無により支援の幅が左右されることを、本人によく説明する必要があるとの指摘があった。</p> <p>(2) ガイドラインの作成について</p> <p>ガイドラインの作成について、参加者の大学の事例が紹介された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリシーなどにおいて議論があり、結果妥協しながら作成する場合があった。 ・基本理念のような形で個人の尊重、機会均等、相談体制など A4・1 枚を作成し、支援の手引きを教職員のポータルサイトに載せている。 ・基本理念、障害種、特性、支援体制、流れの説明を A4・30 ページで作成し、学生生活委員会、障害学生が在籍する部局に配布した。 <p>(3) 教職員研修（FD・SD）</p> <p>教職員研修について、参加者の大学の事例が紹介された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害学生の状況を鑑みて教職員に知っていただきたいテーマを設定、専門家を講師として、教授会と抱き合わせで年 1~2 回開催している。 ・障害者差別解消法が施行されるタイミングで全教職員を対象に 1 日 2 回開催した。 ・各部局からテーマの依頼を受けて、学生相談室と共同企画で年間 10 回程度開催している。 <p>また、各部局の学生支援に関わる教職員のミーティングを年 2 回開催している。</p> <p><感想></p> <p>他大学の事例を知ることで自学支援の妥当性・公平性判断へのヒントが得られ、またその判断の根拠を一般教職員と共有することに関して、ガイドラインや教職員研修の重要性を確認できたと考えられる。</p>					

第 18 回関西障害学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	B-1 発達障害・精神障害のある学生の支援	参加者数	8 名	会場	第 2 共同研究室
テーマ	発達障害・精神障害のある学生の支援				
記 録					
<p><参加校概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8 大学（私立大学 7 校、国立大学 1 校）8 名。 ・ 各参加者の立場：支援コーディネーター、カウンセラー、保健師、職員、教員など <p><話題></p> <p>本分科会では、発達障害・精神障害のある学生について、意見交換・情報交換を行った。各参加者が、正解は 1 つではないという前提で、具体的な困難事例に対して自大学の対応例をもとに議論した。障害者差別解消法の支援の枠組みにのりにくい事例について、各大学が特に困難さを抱えていることが共有された。本分科会での主な話題は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害学生のトラウマ、パニック対応について ・ 障害（障害の疑われる）学生について、周囲の学生への説明と合理的配慮の関係 ・ 医療機関、学内保健センターとの連携や工夫 ・ (症状に関連して) 大学に通学可能かどうかをまず検討しなければならない学生への対応 ・ 別室受講の学生への合理的配慮として、ICT 支援機器の有効活用例の紹介 ・ 保護者支援について ・ 発達障害学生のインターンシップなど、就労支援プログラムの取り組みについて ・ 発達障害・精神障害学生への支援の在り方や考え方について（トライアンドエラーの重要性） ・ 発達障害・精神障害学生への合理的配慮が、心理相談や医療の妨げになる可能性について 等 <p><感想></p> <p>各参加者の支援の現場から困っていることを取り上げて議論を進めた。大学規模が異なることもあり学生像の違いはみられたが、共通する話題や要素も多く、参加者にとってはどの議題も有意義であったと思われる。特に、発達障害・精神障害学生が困難事例となる場合は、参加校ごとの支援の違いがみられたものの、合理的配慮云々以前の課題も多くみられるという共通認識を持つことができた。さらに、そういった事例では、支援部署だけでなく親や医療機関、学内リソースとの連携が必須であることを改めて理解することができた。</p> <p>他方、障害学生支援の在り方として、本人への先回りの配慮や過剰な配慮は、学生自身が支援をコーディネートする能力を身につける機会を奪うことになりかねないといった意見も出された。大学が教育現場である点を踏まえると、支援者が忘れてはならない重要な示唆と思われた。</p>					

第 18 回関西障害学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	B-2 発達障害・精神障害のある学生の支援	参加者数	10 名	会場	第 3 共同研究室
テーマ	発達障害・精神障害のある学生の支援				
記 録					
<p><参加校概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 大学（うち短期大学 1 校）10 名。 ・ 学生数：1000 人未満＝2 校、1000～3000 人程度＝4 校、6000～7000 人＝2 校、10000 人以上＝2 校 ・ 各参加者の立場：支援コーディネーター、カウンセラー、養護教諭、教員、職員（事務部署、キャリア支援部署）など <p><話題></p> <p>本分科会では、発達障害・精神障害のある学生について、意見交換・情報交換を行った。参加者それぞれの立場の違い、所属部署の違いはあったが、むしろ様々な視点から問題意識や事例を共有できたことは有意義であった。話題は、(1)大学への導入期（事前相談、入試での特別配慮、時間割作成等の具体的な支援）にはじまり、(2)修学上の相談・支援（合理的配慮等）、(3)キャリア支援と時系列で展開した。主な話題は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前相談の重要性（ただし、クローズドで入学後に顕在化するケースが多いのも事実）。 ・ 入試時の特別措置例はまだ少ない。 ・ （把握のため）入学式前後の健康診断での問診、健康アンケート等の活用。 ・ 高校と大学の違い。履修相談、時間割作成の支援が必要な場合もある。シラバスの書き方なども改善が必要。 ・ マッチングの課題（特に資格取得を目指す専攻では、追々の実習・就職が課題になる）。 ・ 合理的配慮のあり方（広い意味での教育的支援とのバランス）。 ・ 修学支援における個人情報の共有（範囲、同意を得る方法、集団守秘の考え方）。 ・ 実習等が難しくなった場合、その後の進路選択が難しくなる。 ・ 就活ではじめて顕在化する学生対応の難しさ（中長期的なキャリア支援の視点）。etc <p><感想></p> <p>全体を通じて発達障害（主に ASD）の話題が中心であったが、大学ごとに学生像も異なっていた。ただし、支援の課題としては共通する部分も少なくなかった（本人・保護者の障害理解、場当たりのプロセスとしての支援など）。明確な方向性を打ち出せたわけではないが、問題意識の共有、他大学の事例などを知ることができたことは有意義であったと思われる。</p>					

第 18 回関西障害学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	C 支援体制	参加者数	17 名	会場	第 4 演習室
テーマ	法律・合理的配慮				
記 録					
<p><参加校概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16 大学（うち短期大学 1 校）17 名。※国公立大学 5 大学、私立大学 11 大学 ・ 学生数：1000 人未満=3 校、1000～3000 人程度=6 校、4000～10000 人程度=4 校、10000 人以上=3 校 ・ 各参加者の立場：支援コーディネーター、教員、職員 <p><話題></p> <p>本分科会では、障害者差別解消法および合理的配慮に基づく支援体制づくりについて意見交換・情報交換を行った。大学規模・国公立大学／私立大学・所属部署の違いがあったが、各大学が抱えている課題やその課題解決方法等を共有することのできる有意義な場となった。主な話題は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応要領（ガイドライン）の策定状況について。また、策定する際に気をつけること。 ・ コーディネーターを配置する場合、どのような人物が適当か（資格の有無等）。 ・ 障害のある学生をサポートするコーディネーター配置の各大学の状況。 ・ 学内組織（学部・教員・職員・学生相談室）との連携・情報交換の工夫。 ・ 合理的配慮に基づく支援のあり方（教育の質の保障と過度な支援の線引きについて）。 ・ 障害のある学生をサポートする窓口の部署の位置付けについて。 ・ 配慮についての根拠資料について（診断書もしくは手帳を必要とするか否か）。 ・ 合理的配慮のあり方（広い意味での教育的支援とのバランス）。 ・ 出身中学・高校からの情報提供について（出席状況、サポート内容について）。 ・ 入学前健康アンケートの重要性について。 ・ 卒業後を見据えた障害学生支援のあり方について。 <p><感想></p> <p>今回、16 大学の参加があったうえ、大学規模も大きく異なるため、支援体制、対応要領作成、学内連携方法にかなりの違いがあった。しかし、それぞれの成功・失敗事例を知ることができ、今後の障害学生支援の参考事例を持ち帰ることができたことから、各大学が抱えている課題を共有・解決できる手がかりを得ることができた有意義な場となった。</p> <p>各大学、どこまで配慮をすれば「合理的」であり、「過度な負担」とならないかに苦慮しており、今後もこのような懇談会で情報を共有することの必要性を改めて感じる場となった。</p>					